

「非常事態」となっている東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題について国が全面的に責任を持つ体制の確立を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所で8月に300トンもの汚染水漏れが発覚、一部は海に流出した可能性もあり、県民に衝撃を与えている。この事態を受け、原子力委員会は、事故の国際評価尺度を「1」から「3」相当へと引き上げた。

今回漏えいした鉄製のタンクは、事故直後、建屋地下の大量の汚染水を収容するために急ごしらえした設備であり、耐久性の不足が常々指摘されており、同じ型のタンクが敷地内に約350基ある。

現状として、事態収拾に向け、様々な対策が講じられてはいるが、依然として、汚染水漏れは続いている状況である。

このような事態は、相次いで発覚した地下水の汚染、漏えいが原発事故の危機的な事態を浮き彫りにしていると言わざるを得ない。

このような状況の中で、国及び政府は、汚染水の処理や汚染水対策を東京電力の責任としてきたが、もはやそれは通用しない。汚染水の抜本的対策には「国家的非常事態」としてあたるべきである。

よって、国及び政府に対し、事故収束作業や汚染水対策を東京電力にまかせず、現地対策本部を設置し、全責任を持つ体制を構築するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

泉南市議会

**採決結果**

**平成25年12月18日 原案可決**